



令和8年度 赤い羽根とちぎ「そなえる・ささえる」特別助成 実施要領

共同募金の「災害等準備金」とは

被災地でのボランティア活動を支援するため、毎年集まった募金額の3%を「災害等準備金」として積み立てています。

県内で集まった募金は県内の福祉向上のために活用される共同募金ですが、「災害等準備金」は唯一県域を超え、東日本大震災等の大規模な災害が発生した場合には全国の共同募金会が拠出し合い、被災地を支えるしくみです。

令和元年東日本台風(台風第19号)災害時には、本県の被災地支援のために全国の共同募金会から拠出をいただきました。

対して、令和6年能登半島地震災害時には、全国の共同募金会から被災県共同募金会に拠出を行い、本県からも672万円を拠出するとともに、支援の長期化を受けて83万円の追加拠出を行いました。

皆様からの温かいお気持ちは、栃木県内の福祉のみならず全国の被災地を支え合うことにつながっています。

なお、この「災害等準備金」は社会福祉法において積立期間が3年間と決められており、その期間3年を経過したものは、取り崩して集められた地域内の福祉事業に活用することとなっており、本助成はこの資金を活用した助成となります。

1 目的

災害等準備金を取り崩した資金を活用し、県内の各地域において地域の福祉課題の解決に取り組む民間の福祉活動を支援することにより、地域福祉の一層の推進を目的とする。

本年度は、地震や豪雨災害等の被害が度々発生する状況下にあって、地域住民が自ら行う防災意識の向上や災害への備え等、防災をきっかけとした地域のつながりづくりの活動および、少子高齢化や物価高騰をはじめ、社会情勢の様々な要因による経済的困窮や社会的孤立など厳しい生活環境にある方々の暮らしを支える活動を重点的に支援するため、本助成事業を実施する。

2 助成財源

大規模災害に備えて栃木県共同募金会（以下、「本会」という。）が積み立てている「災害等準備金」(※)のうち、災害への対応に活用した分の残余について、積立期間が3年を経過し取り崩した資金を財源とする。

【6,884,000円】…令和4年度募金により積み立てていた「災害等準備金」**8,374,000円**の

うち、以下2つの県共同募金会への拠出を行った後の残余。

- ・令和6年能登半島地震災害（2回目）石川県 830,000円
- ・令和7年8月豪雨水害 熊本県 660,000円

3 助成対象団体

栃木県内において、次の各号の要件を満たした団体を対象とする。

- (1) 民間の非営利団体であること（法人格の有無は問わない）
- (2) 3名以上で構成されていること
- (3) 組織の運営に関する規則（会則、定款等）があり、事業内容、会計情報等を公開できること
- (4) 設立から1年が経過していない団体については、申請の時点で活動の実態があり、その実績を示すことができること
- (5) 団体名義の金融機関預貯金口座を開設していること
- (6) 政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと
- (7) 反社会的勢力、または反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

助成財源には限りがあることと、日頃からのつながりづくりのため、複数の団体による協働実施を推奨いたします。

そなえるコースの申請にあたっては隣接する組織との連携や地区ごとでの活動、ささえるコースの申請にあたっては他機関との連携も検討してみてください。

なお、複数の団体が協働する事業を申請する場合、代表の1団体が申請書を提出してください。

4 助成対象期間

令和8（2026）年4月1日から令和9（2027）年3月31日まで

5 助成対象経費

助成対象となる経費は、申請事業の実施に必要な経費とする。ただし、団体の管理運営に係る経費（汎用性の高い事務用品の購入含む）、人件費及びその他、別紙に助成対象外経費として記載のある経費については対象としない。

なお、助成対象とする経費は令和8年4月1日に遡及して適用する。

また、国及び地方公共団体等が申請者に対して委託した事業ならびに他の助成金や補助金を受けて活動する事業は対象としない。

6 助成限度額等

1団体に対する助成限度額は別紙のとおりとする。

助成申請額は5万円以上とし、千円単位での申請とする。

7 助成の申請

1団体が申請できるのは【そなえるコース】【ささえるコース】いずれか1事業とする。

助成を希望する団体は、「助成申請書（別記様式1）」に次の各号に掲げる書類を添付して、令和8年6月17日（水）までに各市町社会福祉協議会（栃木県共同募金会各市町支会）に提出すること。

- (1) 定款または会則等
- (2) 最新の事業報告書及び決算書

(設立から1年に満たない場合には、事業報告書及び決算書に準じた資料やこれまでの活動実態が分かる資料)

(3) 最新の事業計画書及び予算書

(4) 10万円以上の機器備品の購入について申請する場合には、カタログ及び見積書の写し

(5) 日頃の団体の活動の様子が分かる資料(パンフレット、新聞記事など)

また、各市町社会福祉協議会(栃木県共同募金会各市町支会)は、管内の申請を取りまとめて本会が指定する期日までに本会あてに提出すること。

8 事業の審査及び査定

書類審査を行うほか、必要に応じてヒアリング調査及び現地調査を行う。

また、事業について、現状の課題認識、見込まれる成果及び本助成決定事業以降の取り組みに関する計画性並びに緊急性、実現性及び必要性に留意して査定を行う。

9 助成の決定(通知)

助成金の交付を決定した時は、申請者あて、令和8年8月末日までに通知する。

10 事業の変更

助成決定を受けた事業の変更は原則として認めない。

ただし、助成決定額の1/4以内の範囲で、事業の趣旨や目的を逸脱することなく、かつ、事前に本会の承認を得た場合はこの限りではない。

11 助成金の交付

助成金の交付は、原則精算払いとし、助成の決定を受けた事業の完了後1か月以内に提出される「完了報告書・助成金交付請求書(別記様式2)」の内容が、適正であることを確認の上、当該団体の預貯金口座あてに送金する。

12 助成を受けることに関する周知

本助成を受けて事業を実施する場合、事業実施時や印刷物及びホームページ等に、赤い羽根共同募金の助成を受ける旨を明示すること。

13 助成決定の取り消し

助成決定の通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、助成の全部又は一部の決定を取り消す。

(1) 事業を中止したとき及び事業を遂行する見込みがなくなったと認められるとき

(2) 助成の対象となった事業を他の財源で実施したとき

(3) 令和9年4月末日までに「完了報告書・助成金交付請求書(別記様式2)」が提出されないとき

附 則

1 この要領は令和8年3月12日に制定し、令和8年4月1日付で適用する。

令和 8 年度 赤い羽根とちぎ「そなえる・ささえる」特別助成

	【そなえるコース】	【ささえるコース】
目的	地震や豪雨災害等の被害が度々発生する状況下にあつて、地域住民が自ら行う防災意識の向上や災害への備え等、防災をきっかけとした地域のつながりづくりの活動を支援することで、地域福祉向上を図る。	少子高齢化や物価高騰をはじめ、社会情勢の様々な要因による経済的困窮や社会的孤立など厳しい生活環境にある方々が、相談支援機関等の窓口とつながるきっかけをつくり、安定した生活を送れる状態になるよう支援する。
助成対象事業	(1) 地域における防災意識向上のための研修会や防災訓練等の事業 (2) 地域における災害への備えとして資機材やその保管庫等を整備する事業 (3) 上記(1)(2)を組み合わせて実施する事業 ※障がいのある方・外国にルーツのある方・アレルギー対応など、地域の実情に応じた想定のもと行う事業についても、対象となります。	(1) 食料や日用品の配布事業を通じたアウトリーチ、相談事業 (2) 生活困窮に関する相談事業(電話代、SNS サービス利用料の通信運搬費等)や、生活相談に来られた方へ緊急的に配布する食料品・日用品等の整備、保管 (3) 生活に困窮している方を把握するためのアプローチ、つながるためのきっかけづくり(アンケート、電話、訪問等) (4) 社会的孤立の状態を予防・解消することを目的とする事業(例:居場所づくり、交流の場の提供、訪問活動など)
助成対象外事業	他の助成金・補助金を受けて実施している事業や、行政から委託を受けている事業	
助成額	5 万円～20 万円	
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄を主目的とする飲食物 (上記助成対象事業(1)の一環として、啓発目的(例:防災講座での試食、展示、配布用)での活用に限り対象) 	<ul style="list-style-type: none"> ・主に食料品や日用品の配布を目的とした活動に要する経費(相談支援につながるしくみ(例:相談シートへの記入等)がある場合は対象) ・生活相談者個人への直接的な金銭給付に係る活動の経費
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の管理運営に係る経費(汎用性の高い事務用品の購入含む)、人件費 ・ボランティア活動保険料(ボランティア行事用保険は助成対象) ・団体またはその役職員、ボランティアへの謝金および飲食物・日用品の提供(交通費などの実費弁償は助成対象) ※申請額の 1/10 以内の範囲で、かつ、事業従事者の長時間の活動や健康被害(熱中症等)防止対策のための飲食物・日用品の支給は除く ・団体および団体役職員に対する場所や物の賃借料 	
助成申請締切	令和 8 年 6 月 17 日(水)	
助成決定予定日	令和 8 年 8 月(令和 8 年 8 月末までに通知)	
備考	申請団体多数の場合には、令和 7 年度赤い羽根とちぎ「そなえる・ささえる」特別助成 の助成決定を受けていない団体を優先することとする。	

令和 8 年度 赤い羽根とちぎ 「そなえる・ささえる」 特別助成 提出先一覧

申請書の提出は、**団体が所在する市町の社会福祉協議会**(共同募金会市町支会)あてに申請してください。
(各市町社会福祉協議会は、栃木県共同募金会各市町支会を担っています。)

申請内容のご相談は、**社会福祉協議会の地区担当者**または**栃木県共同募金会(028-622-6694)**までお気軽にご相談ください。

提出先窓口	電話番号	住所	担当課
宇都宮市社会福祉協議会	028-636-1215	宇都宮市中央 1-1-15 総合福祉センター	地域福祉課
足利市社会福祉協議会	0284-44-0322	足利市東砂原後町 1072 総合福祉センター	地域福祉課
栃木市社会福祉協議会	0282-22-4457	栃木市今泉町 2-1-40 保健福祉センター	総務係
佐野市社会福祉協議会	0283-22-8100	佐野市大橋町 3212-27 総合福祉センター	地域福祉推進係
鹿沼市社会福祉協議会	0289-65-5191	鹿沼市万町 931-1 総合福祉センター	協働係
日光市社会福祉協議会	0288-25-3070	日光市鬼怒川温泉大原 2-6	総務企画係
小山市社会福祉協議会	0285-22-9501	小山市中央町 2 丁目 2 番 21 号	地域福祉係
真岡市社会福祉協議会	0285-82-8844	真岡市田町 1349-1 ふれあい福祉プラザ	地域福祉係
大田原市社会福祉協議会	0287-23-1130	大田原市本町 1-3-1 大田原市役所 A 別館 1 階	総務係
矢板市社会福祉協議会	0287-44-3000	矢板市泉 5 2 6 矢板市泉きずな館内	
那須塩原市社会福祉協議会	0287-37-5122	那須塩原市南郷屋 5-163	地域支援係
さくら市社会福祉協議会	028-686-2670	さくら市喜連川 904	
那須烏山市社会福祉協議会	0287-88-7881	那須烏山市田野倉 85-1	総務課
下野市社会福祉協議会	0285-43-1236	下野市小金井 789 保健福祉センター	地域福祉課
上三川町社会福祉協議会	0285-56-3166	上三川町上蒲生 127-1 いきいきプラザ	総務企画係
益子町社会福祉協議会	0285-70-1117	芳賀郡益子町大字益子 1532-5	
茂木町社会福祉協議会	0285-63-4969	茂木町茂木 1043-1 元気アップ館	
市貝町社会福祉協議会	0285-68-3151	市貝町市塙 1720-1 保健福祉センター	
芳賀町社会福祉協議会	028-677-4711	芳賀町祖母井南 1-6-1	地域福祉係
壬生町社会福祉協議会	0282-82-7899	壬生町壬生甲 3843-1 保健福祉センター	地域福祉係
野木町社会福祉協議会	0280-57-3100	野木町友沼 5840-7 老人福祉センター	
塩谷町社会福祉協議会	0287-45-0133	塩谷町玉生 872 老人福祉センター	
高根沢町社会福祉協議会	028-908-4777	高根沢町大字花岡 72-2 キリン体育館	地域福祉係
那須町社会福祉協議会	0287-72-5133	那須町寺子乙 2566-1 ゆめプラザ那須	地域福祉係
那珂川町社会福祉協議会	0287-92-2226	那珂川町大字馬頭 560-1	地域福祉係